

三重県環境影響評価技術指針

第1 趣旨

- 1 この三重県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、事業者が環境影響評価及び事後調査（以下「環境影響評価等」という。）を行う場合に必要な技術的な指針を定めるものとする。
- 2 この技術指針は、対象事業に共通する事項を定めたものであり、環境影響評価等を実施するに当たっては、対象事業の内容並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的状況を勘案し、必要な環境影響評価等の項目及び手法等を選定するものとする。
なお、事業者は必要に応じてこの技術指針に定めた以外の項目及び手法等を選定することができるものとする。

第2 用語

この技術指針における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

第3 環境影響評価等の手順

環境影響評価等の標準的な手順は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画の策定

三重県環境基本条例（平成7年三重県条例第3号）及び三重県環境基本計画に十分分配慮し、対象事業の目的、規模、実施区域の位置、土地利用計画、工事計画及び計画立案段階での環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討のうえ、当該事業の計画を策定するものとする。

(2) 事業特性の把握

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を及ぼす対象事業の内容（以下「事業特性」という。）に関する情報を把握するものとする。

(3) 地域特性の把握

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を及ぼす対象事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的状況（以下「地域特性」という。）について、既存文献等により調査し情報を把握するものとする。

(4) 影響要因の把握

対象事業の内容等を踏まえ、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）を工事の実施から施設の供用に至る当該事業の一連の段階ごとに把握するものとする。

(5) 環境影響評価の項目の選定

影響要因により影響を受けるおそれのある環境要素について、当該影響の重大性を検討し、事業特性及び地域特性を踏まえ、環境影響評価を行う項目を選定するものとする。

(6) 調査、予測及び評価の手法の選定

環境影響評価の項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について検討し、事業特性及び地域特性を踏まえ、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。

(7) 方法書の作成

事業特性及び地域特性に関する情報、環境影響評価の項目及び手法等を記載した方法書を作成するものとする。

(8) 調査及び予測の実施

方法書に記載した調査及び予測の項目及び手法（知事及び方法書関係市町長の意見を勘案するとともに住民等の意見に配意して項目及び手法の修正等を行った場合にあっては当該項目及び手法）に基づき、調査及び予測を行うものとする。なお、必要に応じて、選定した項目及び手法の見直しを行うものとする。

(9) 環境保全措置の検討

調査及び予測の結果を踏まえ、環境保全措置の検討を行うものとする。また、この結果を明らかにできるよう整理するものとする。

(10) 事後調査の検討

予測の結果及び環境保全措置の効果の不確実性等を考慮し、事後調査の項目及び手法の検討を行うものとする。

(11) 評価の実施

方法書に記載した評価の項目及び手法（知事及び方法書関係市町長の意見を勘案するとともに住民等の意見に配意して項目及び手法の修正等を行った場合にあっては当該項目及び手法）に基づき、評価を実施するものとする。

(12) 準備書の作成

環境影響評価の結果等を記載した、準備書を作成するものとする。

(13) 評価書の作成

知事及び関係市町長の意見を勘案するとともに住民等の意見に配意して、準備書の記載事項について検討を加え、評価書を作成するものとする。

(14) 事後調査の実施

評価書に記載した事後調査の実施計画に基づき、事後調査を実施するものとする。

(15) 事後調査結果の検討

事後調査の結果が評価書に記載した予測結果を上回った場合には、事後調査実施時の気象、水象等の状況と対象事業の実施状況との関連を検討し、当該結果が対象事業の実施によるものと判断されるときには、速やかに必要な措置を講じるとともに、必要に応じて環境保全措置の見直しを行うものとする。

(16) 事後調査報告書の作成

事後調査の結果及び検討結果等を記載した事後調査報告書を作成するものとす

る。

第4 事業特性及び地域特性の把握

1 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行うに必要と認める範囲内で、事業特性及び地域特性に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

(1) 事業特性に関する情報

- ア 対象事業の種類
- イ 対象事業の規模
- ウ 対象事業実施区域の位置
- エ 対象事業に係る土地利用計画の概要
- オ 対象事業の工事計画の概要
- カ その他の対象事業に関する事項

(2) 地域特性に関する情報

ア 自然的状況

- (ア) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (イ) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (ウ) 地盤及び土壤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (エ) 地形及び地質の状況
- (オ) 日照及び電波の状況
- (カ) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (キ) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況
- (ク) 歴史的文化的な遺産の状況
- (ケ) 景観の状況
- (コ) その他の状況

イ 社会的状況

- (ア) 人口及び産業の状況
- (イ) 土地利用の状況
- (ウ) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (エ) 交通の状況
- (オ) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (カ) 上下水道の整備の状況
- (キ) 廃棄物の処理の状況
- (ク) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び

当該対象に係る規制の内容その他の状況

(ケ) その他の事項

- 2 地域特性に関する情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により、把握するものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するとともに、必要に応じ、国、県、市町、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。

第5 環境影響評価の項目の選定

1 対象事業に係る環境影響評価の項目は、別表1に掲げる影響要因が同表において当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討のうえ、適切に選定するものとする。

2 環境影響評価の項目の選定に係る検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として、別表1-1に掲げる影響要因の細区分を基にして事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。

(1) 対象事業に係る工事の実施

(2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの

3 環境影響評価の項目の選定に係る検討は、次に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮し、別表1-2に掲げる環境要素の細区分を基にして適切に区分された環境要素に係る項目ごとに行うものとする。

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 ((4)に掲げるものを除く。以下同じ。)

ア 大気環境

(ア) 大気質

(イ) 騒音

(ウ) 振動

(エ) 低周波音

(オ) 悪臭

(カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

イ 水環境

(ア) 水質（地下水の水質を除く。）

(イ) 水底の底質

(ウ) 地下水の水質及び水位

- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素
ウ その他の環境（ア及びイに掲げるものを除く。別表1において同じ。）
- (ア) 地形及び地質
 - (イ) 地盤
 - (ウ) 土壌
 - (エ) 日照阻害
 - (オ) 電波障害
 - (カ) その他の環境要素
- (2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 ((4)に掲げるものを除く。以下同じ。)
- ア 陸生動物
 - イ 陸生植物
 - ウ 水生生物
 - エ 生態系
- (3) 人と自然との豊かな触れ合い、歴史的文化的な遺産の保存及び良好な景観の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 ((4)に掲げるものを除く。以下同じ。)
- ア 人と自然との触れ合いの活動の場
 - イ 歴史的文化的な遺産
 - ウ 景観
- (4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素
- ア 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）
 - イ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。以下同じ。）
- (5) 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
放射線の量
- 4 環境影響評価の項目の選定は、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うものとする。
- 5 環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ選定された環境影響評価の項目（以下「選定項目」という。）の見直しを行うものとする。
- 6 環境影響評価の項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう別表1により整理するとともに、選定に係る検討の経緯（選定項目として選定した理由又は選定しなかった理由）を明らかにできるよう整理するものとする。

第6 調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方

1 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次に掲げる選定項目の区分に応じたそれぞれの手法について第7から第10までに定めるところにより選定して行うものとする。

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定項目

汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法

(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

ア 陸生動物、陸生植物及び水生生物に係る選定項目

陸生動物、陸生植物及び水生生物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される種の分布状況、生息状況又は生育状況及び群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

イ 生態系に係る選定項目

地域を特徴づける生態系に関し、陸生動物、陸生植物及び水生生物の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法

(3) 人と自然との豊かな触れ合い、歴史的文化的な遺産の保存及び良好な景観の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

ア 人と自然との触れ合いの活動の場に係る選定項目

人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

イ 歴史的文化的な遺産に係る選定項目

歴史的文化的な遺産に関し、史跡、名勝、天然記念物（動物及び植物に係るものを除く。）及びこれに準ずるもの状況並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

ウ 景観に係る選定項目

景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

- (4) 環境への負荷の量により予測評価されるべき環境要素に係る選定項目
廃棄物等及び温室効果ガス等に関し、それらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法
- (5) 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素に係るべき選定項目
放射線の量の変化を把握する手法

- 2 調査、予測及び評価の手法の選定には、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うものとする。
- 3 環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ選定された手法の見直しを行うものとする。
- 4 調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、当該選定された手法及び当該手法の選定を行った理由を明らかにできるよう整理するものとする。

第7 手法の簡略化及び重点化

- 1 調査及び予測の手法は、別表2に掲げる手法を基に選定するものとし、環境影響の程度、事業特性及び地域特性を勘案し、必要に応じて簡略化された調査若しくは予測の手法の選定（以下「手法の簡略化」という。）又はより詳細な調査若しくは予測の手法の選定（以下「手法の重点化」という。）を行うことができる。
- 2 手法の簡略化は、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合に行うものとする。
 - (1) 選定項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
 - (2) 対象事業実施区域又はその周囲に、選定項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
 - (3) 類似の事例により選定項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
 - (4) 調査の手法については、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、別表2に掲げる手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。
- 3 手法の重点化は、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合に行うものとする。
 - (1) 事業特性が選定項目に係る著しい環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
 - (2) 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する選定項目に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
 - ア 選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
 - イ 選定項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定さ

れた地域その他の対象

ウ 選定項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

第8 調査の手法の選定

1 対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、次に掲げる調査の手法に関する事項について、選定項目を適切に予測及び評価するために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

(1) 調査すべき情報

選定項目に係る環境要素の現状に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

(2) 調査の基本的な手法

現地調査、国、県又は市町が有する文献その他の資料の入手、専門家からの科学的知見の聴取その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

(3) 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。）

対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

(4) 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（以下「調査地点」という。）

調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

(5) 調査に係る期間、時期又は時間帯（以下「調査期間等」という。）

調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2 調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の基本的な手法を選定するものとする。

3 調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう設定するものとする。

4 調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。

5 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時

その他の当該情報の出典及びその妥当性を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。

- 7 調査の手法の選定に当たっては、既に1の(1)の調査すべき情報に関して長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

第9 予測の手法の選定

- 1 対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、次に掲げる予測の手法に関する事項について、選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

(1) 予測の基本的な手法

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法）

(2) 予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。）

調査地域のうちから適切に選定された地域

(3) 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（以下「予測地点」という。）

選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。）

工事の実施後の土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動の開始（以下「供用開始」という。）後の定常状態及び工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

- 2 予測の対象とする時期については、供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合にあっては、1の(4)に規定する時期での予測に加え、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。

- 3 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるようにするものとする。

- 4 予測の手法の選定に当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況)を勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、将来の環境の状況は、国、県又は市町が有する情報を収集して設定するよう努めるものとし、将来の環境の状況の推定に当たって、国、県又は市町により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるようにするものとする。
- 5 予測の手法の選定に当たっては、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

第 10 評価の手法の選定

対象事業に係る環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 調査及び予測の結果並びに第 11 の 1 の規定による環境保全措置の検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。
- (2) 国、県又は市町による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- (3) 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

第 11 環境保全措置の検討

- 1 対象事業に係る環境影響評価を行うに当たっては、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国、県又は市町による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境保全措置を検討するものとする。
- 2 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。

第12 検討結果の検証

環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

第13 検討結果の整理

環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

- (1) 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法
- (2) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- (3) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
- (4) 代償措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- (5) 代償措置にあっては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容

第14 事後調査の検討

- 1 選定項目に係る予測及び環境保全措置の効果の不確実性の程度、環境影響の程度、事業特性及び地域特性を考慮して、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後の環境の状況を把握するために事後調査を行うものとする。
- 2 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ、次のアからオまでに掲げる視点を勘案し、適切な項目を選定すること。
 - ア 選定項目のうち予測の不確実性の程度が大きいもの
 - イ 選定項目のうち効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じようとするもの
 - ウ 選定項目のうち環境保全措置の効果を確認するまでに時間を要し、継続的な監視が必要なもの
 - エ 選定項目のうち環境影響の程度が大きいものになるおそれのあるもの
 - オ その他必要と認められるもの
 - (2) 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるよう、調査手法、調査地域、調査地点及び調査期間等を選定すること。
 - (3) 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。
 - (4) 長期的に環境影響を把握する必要があると考えられる項目については、当該項目

の特性を考慮して適切な調査期間を定めること。

- (5) 工事の実施、施設等の存在及び供用の各段階で環境に及ぼす影響が最も大きくなると考えられる適切な時期に実施すること。

第15 方法書の作成（条例第5条第1項関係）

1 方法書には、次に掲げる事項を記載するものとする。なお、方法書の作成に当たっては、方法書の内容を要約した要約書を併せて作成するものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業の目的（対象事業の計画を策定するに至った経緯等を含む。）
- (4) 対象事業の内容
- ア 対象事業の種類
- イ 対象事業の規模
- ウ 対象事業実施区域の位置
- エ 対象事業と併せて関連事業を実施し、又は実施される場合においては、当該関連事業等の概要（事業者と関連事業者が異なるときは、事業者が把握可能な範囲に限る。）
- オ アからエまでに掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- (5) 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- ア 地域特性に関する情報
- イ 地域特性に関する情報について現地調査を行う場合にあっては、当該調査項目及び手法
- (6) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (7) 方法書関係地域の範囲
- (8) 対象事業を実施するに当たり、法令等の規定により、許認可等を要することとされている場合にあっては、当該許認可等の種類及び内容
- (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 方法書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 方法書関係地域（条例第5条第2項）は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
- (2) 地域特性に関する情報については、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を、第4の1の(2)の例により区分し、記載するものとする。

- (3) 対象事業実施区域の位置並びに対象事業実施区域及びその周囲の概況について把握した結果の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。
- (4) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について、選定項目については、別表1により影響要因と環境要素の関係を整理したもの及び項目の選定に係る検討の経緯を、手法については、選定した手法及び当該手法の選定を行った理由（手法の簡略化又は重点化を行った場合には、当該理由を含む。）をそれぞれ明らかにするものとする。

第16 準備書の作成（条例第13条第1項関係）

- 1 準備書には、方法書記載事項に加え、次に掲げる事項を記載するものとする。なお、準備書の作成に当たっては、準備書の内容を要約した要約書を併せて作成するものとする。
 - (1) 第15の1の(1)から(5)までに掲げる方法書の記載事項
 - (2) 関係地域の範囲
 - (3) 方法書に対する住民意見の概要
 - (4) 方法書に対する方法書関係市町長の意見
 - (5) 方法書に対する知事の意見
 - (6) (3)から(5)までの意見に対する事業者の見解
 - (7) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
 - (8) 環境影響評価の結果
 - ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目毎に取りまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかつた項目に係るものも含む。）
 - イ 環境保全措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）
 - ウ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
 - (9) 事後調査の実施計画
 - (10) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 2 準備書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 関係地域（条例第14条第1項）は、住民の意見、方法書関係市町長の意見、知事の意見及び環境影響評価の結果を鑑み、方法書関係地域に必要な地域を追加又は削除した地域とする。
 - (2) 対象事業の内容については、第15の1の(4)のアからエまでに加え、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
 - ア 対象事業の主要な工作物等の配置計画その他の土地の利用に関する事項

- イ 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項
 - ウ 切土、盛土その他の土地の造成に関する事項
 - エ 土石の捨場又は採取場を必要とする場合にあっては、当該土石の捨場又は採取場に関する事項
 - オ 対象事業の供用開始後の定常状態に関する事項
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、対象事業の内容に関し必要な事項
- (3) 事業者の見解は、意見の概要又は意見の項目ごとに事業者の見解を明らかにすることにより記載するものとする。
- (4) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法については、次に掲げる事項を記載するものとする。
- ア 環境要素に係る選定項目の一覧及び選定に係る検討の経緯並びに調査、予測及び評価の手法及び選定理由
 - イ 第8の5及び6、第9の3、4及び5並びに第10の(3)に掲げる事項
- (5) 対象事業に係る環境保全措置には、第11から第13までの規定により選定した環境保全措置を記載するものとする。この場合において、第11の環境保全措置の検討の経過、第12の環境保全措置の検証の結果及び第13に掲げる事項をできる限り明らかにするものとする。
- (6) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価の記載に当たっては、他の選定項目に係る環境要素が受けるおそれがある環境影響について検討を行うため、選定項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるようにするものとする。
- (7) 事後調査の実施計画は、対象事業の工事の実施中及び供用開始後に区分して、事後調査の項目ごとに記載するものとし、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
- ア 事後調査を行うこととした理由
 - イ 事後調査の項目及び手法
 - ウ 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
 - エ 国、県、市町その他の事業者以外の者（以下「国等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合は、当該情報の出典及びその妥当性
 - オ 国等が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該国等との協力又は当該国等への要請の方法及び内容
 - カ 対象事業に係る施設等を譲渡した場合、譲渡後における事後調査の実施主体の名称並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
 - キ 事後調査の結果の保管方法及び保管期間
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項
- (8) 事業計画の概要、調査地域及び調査地点、予測地域及び予測地点、事後調査の地

域及び事後調査の地点の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。

第17 評価書の作成（条例第21条第2項関係）

- 1 評価書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 第16の1の(1)から(10)までに掲げる準備書の記載事項
 - (2) 準備書の内容を修正した場合、その概要及び理由
 - (3) 準備書に対する住民意見の概要
 - (4) 準備書に対する関係市町長の意見
 - (5) 準備書に対する知事の意見
 - (6) (3)から(5)までの意見に対する事業者の見解
 - (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

- 2 評価書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 準備書に記載されている事項を修正した場合には、その修正の内容及び理由を明らかにするとともに、修正前後の内容を対比することにより、当該準備書に記載した事項との相違を明らかにすることにより記載するものとする。
- (2) 第16の2の規定は、評価書の作成について準用する。

第18 事後調査報告書の作成（条例第34条第2項関係）

- 1 事後調査報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 対象事業の名称、種類及び規模
 - (3) 対象事業実施区域
 - (4) 対象事業に係る工事の進捗状況及び供用等の状況
 - (5) 環境保全措置の実施状況
 - (6) 事後調査の項目及び手法並びに当該調査の結果
 - (7) 事後調査の結果の検討内容（事後調査の結果が評価書の記載事項と異なる場合においては、その原因についての検討の結果を含む。）
 - (8) 事後調査の結果の検討に基づき必要な措置を講じた場合にあっては、その措置の内容
 - (9) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 2 事後調査報告書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 評価書に記載した環境保全措置を変更して実施した場合にあっては、当該変更の内容及び理由を明らかにするとともに、変更前後の内容を対比することにより、当該評価書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。この場合において、

変更後の環境保全措置について第 13 に掲げる事項をできる限り明らかにするものとする。

- (2) 評価書に記載した事後調査の実施計画の内容を変更して実施したものがある場合にあっては、その変更の内容及び理由を明らかにするとともに、変更前後の内容を対比することにより、当該評価書に記載した事項との相違を明らかするものとする。
- (3) 事後調査の結果の検討に基づき必要な措置を講じた場合にあっては、その措置の内容について第 13 に掲げる事項をできる限り明らかにして記載するものとする。
- (4) 国等が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合は、当該情報の出典及び妥当性を明らかにできるよう整理するものとする。
- (5) 事後調査報告書に希少な動植物の生息又は生育に関する情報を記載する場合においては、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。
- (6) 対象事業実施区域、事後調査の地域及び事後調査の地点の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。

第 19 事後調査報告書の送付

- 1 事業者は毎年 5 月 31 日までに、前年の 4 月 1 日からその年の 3 月 31 日までの 1 年間に係る事後調査の結果を取りまとめ、事後調査報告書を作成し、知事及び関係市町長に送付するものとする。
- 2 事後調査の結果が評価書に記載した予測結果を上回った場合であって、評価書に記載した環境保全措置を講じたにもかかわらず環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合又は評価書に記載した環境保全措置以外の措置を講じた場合には、事後調査報告書を速やかに取りまとめ、知事及び関係市町長に送付するものとする。

第 19 の 2 簡易的環境影響評価の基本的考え方

- 1 条例第 8 章の 2 の規定による準対象事業に係る簡易的環境影響評価の項目及び手法等の選定については、対象事業に係る環境影響評価等における項目及び手法等の選定に準じるものとする。この場合において、この技術指針中「事業者」とあるのは「準対象事業者」と、「対象事業」とあるのは「準対象事業」と読み替えるものとする。
- 2 簡易的環境影響評価における調査の方法については、既存資料等の整理及び解析の方法によることを基本とする。ただし、準対象事業者は、事業特性及び地域特性を踏まえ、必要に応じて現地調査を行うよう努めるものとする。

第 19 の 3 簡易評価書の作成（条例第 38 条第 1 項関係）

- 1 簡易評価書には、次に掲げる事項を記載するものとする。なお、簡易評価書の作成に当たっては、必要に応じて簡易評価書の内容を要約した要約書を併せて作成するよう努めるものとする。
 - (1) 準対象事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 準対象事業の名称
- (3) 準対象事業の目的（準対象事業の計画を策定するに至った経緯等を含む。）
- (4) 準対象事業の内容
- ア 準対象事業の種類
- イ 準対象事業の規模
- ウ 準対象事業実施区域の位置
- エ 準対象事業の主要な工作物等の配置計画その他の土地の利用に関する事項
- オ 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項
- カ 切土、盛土その他の土地の造成に関する事項
- キ 土石の捨場又は採取場を必要とする場合にあっては、当該土石の捨場又は採取場に関する事項
- ク 準対象事業の供用開始後の定常状態に関する事項
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、準対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- (5) 準対象事業実施区域及びその周囲の概況
- ア 地域特性に関する情報
- イ 地域特性に関する情報について現地調査を行った場合にあっては、当該調査項目及び手法
- (6) 準対象事業に係る簡易的環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (7) 簡易評価書関係地域の範囲
- (8) 簡易的環境影響評価の結果
- ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を簡易的環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの（簡易的環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものも含む。）
- イ 環境保全措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）
- ウ 準対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- (9) 準対象事業を実施するに当たり、法令等の規定により、許認可等を要することとされている場合にあっては、当該許認可等の種類及び内容
- (10) 簡易的環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 2 簡易評価書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 簡易評価書関係地域（条例第38条第2項）は、準対象事業実施区域及び既に入手している情報によって、1以上環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると

認められる地域とする。

- (2) 地域特性に関する情報については、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を、第4の1の(2)の例により区分し、記載するものとする。
- (3) 準対象事業実施区域の位置並びに準対象事業実施区域及びその周囲の概況について把握した結果の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。
- (4) 準対象事業に係る簡易的環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法については、次に掲げる事項を記載するものとする。
- ア 環境要素に係る選定項目の一覧及び選定に係る検討の経緯並びに調査、予測及び評価の手法及び選定理由
- イ 第8の5及び6、第9の3、4及び5並びに第10の(3)に掲げる事項
- (5) 準対象事業に係る環境保全措置には、第11から第13までの規定により選定した環境保全措置を記載するものとする。この場合において、第11の環境保全措置の検討の経過、第12の環境保全措置の検証の結果及び第13に掲げる事項をできる限り明らかにするものとする。
- (6) 準対象事業に係る環境影響の総合的な評価の記載に当たっては、他の選定項目に係る環境要素が受けけるおそれがある環境影響について検討を行うため、選定項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるようにするものとする。

第19の4 措置報告書の作成（第38条の8第1項関係）

- 1 措置報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 簡易評価書に対する住民意見の概要
- (2) 簡易評価書に対する簡易評価書関係市町長の意見
- (3) 簡易評価書に対する知事の意見
- (4) (1)から(3)までの意見に対する準対象事業者の見解
- (5) 簡易評価書関係市町長及び知事の意見を勘案し、住民意見に配意して環境への負荷の低減を目的に講ずることとした措置
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 2 措置報告書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 準対象事業者の見解は、意見の概要又は意見の項目ごとに準対象事業者の見解を明らかにすることにより記載するものとする。
- (2) 簡易評価書に記載されている調査、予測及び評価の結果を修正した場合には、その修正の内容及び理由を明らかにするとともに、修正前後の内容を対比することにより、当該簡易評価書に記載した事項との相違を明らかにすることにより記載するものとする。

第 20 その他の留意事項

- 1 方法書、準備書、評価書、事後調査報告書、簡易評価書及び措置報告書は平易な文章で記述するものとし、特殊な学術用語には注釈を加えるとともに、図表又は写真等を用い簡潔に取りまとめるものとする。
- 2 条例第 36 条又は条例第 37 条の規定により、環境影響評価、事後調査その他の手続きを併せて行うこととなった場合にあっては、その旨を明らかにするものとする。

第 21 港湾計画に係る環境影響評価等の実施

- 1 港湾計画に係る環境影響評価等の実施については、第 1 章から第 3 章に準じるものとする。ただし、港湾計画に定められる事項の精度を考慮し、これに応じた項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。
- 2 第 21 の 1 のただし書の規定により行う環境影響評価の項目の選定にあたっては、港湾計画特性に応じて、影響要因として、対象港湾計画に新たに定められる港湾開発等（既定計画に定められた開発区域を除く。）に係る主要な港湾施設又は埋め立て地の存在及び当該主要な港湾施設又は埋め立て地において行われることが想定される事業活動その他の活動であって対象港湾計画の目的に含まれるものを物質の排出、埋め立て地の存在、主要な港湾施設の設置その他の港湾環境影響の様態を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに行うものとする。